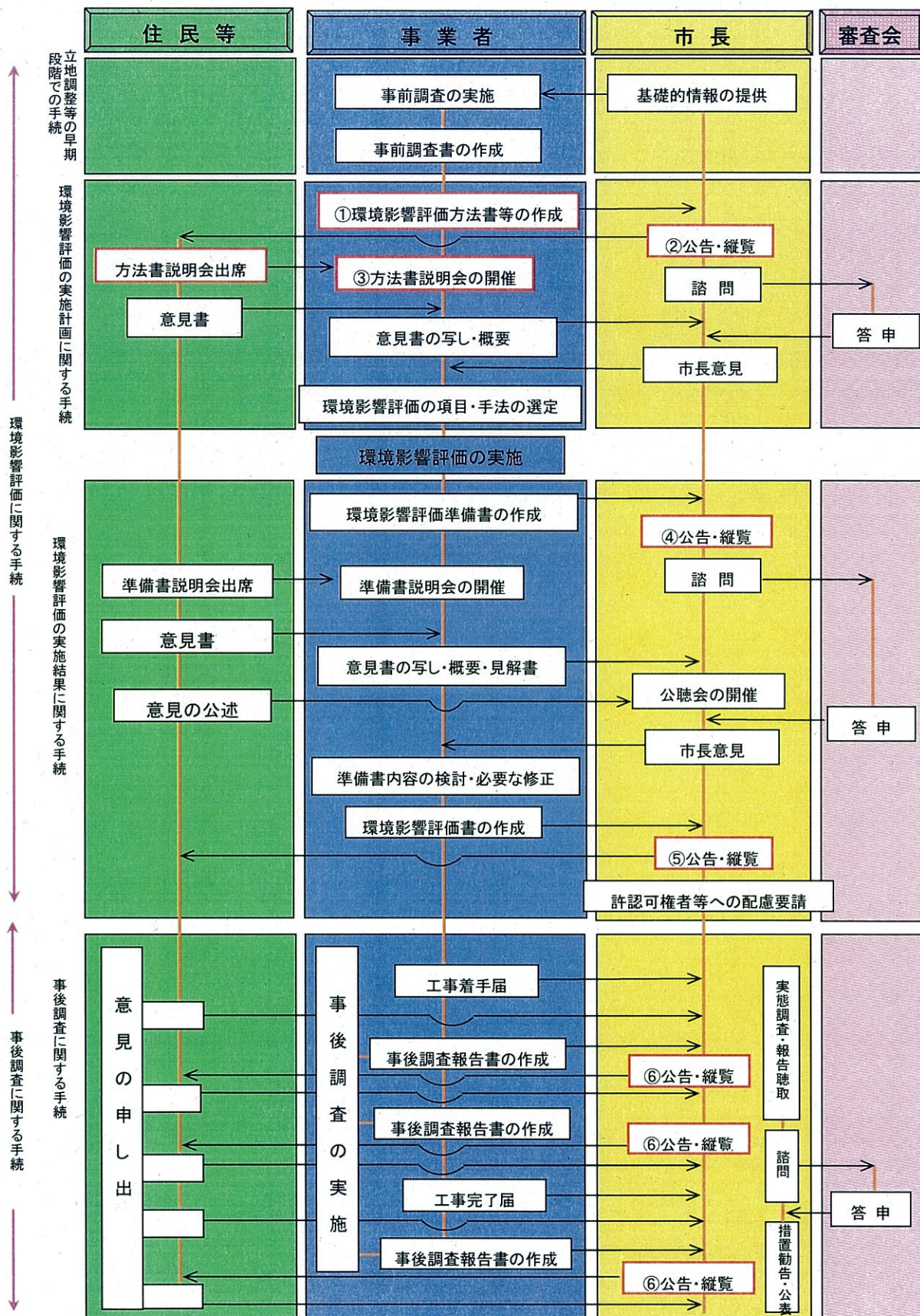


赤枠で囲まれた部分が、改正により「新たに追加される手続」または「内容に変更のある手続」です。



- ① 事業者は、方法書・事前調査書の提出と併せて、方法書を要約した書類(要約書)を提出します。
- ② 平成 24 年 4 月 1 日以後に行う公告・縦覧に係る方法書等については、現行の縦覧に加え、電子縦覧を行います。
- ③ 事業者は、②の縦覧期間内に方法書の内容についての説明会を開催します。
- ④ 平成 24 年 4 月 1 日以後に行う公告・縦覧に係る準備書については、現行の縦覧に加え、電子縦覧を行います。
- ⑤ 平成 24 年 4 月 1 日以後に行う公告・縦覧に係る評価書については、現行の縦覧に加え、電子縦覧を行います。
- ⑥ 平成 24 年 4 月 1 日以後に行う公告・縦覧に係る事後調査報告書については、現行の縦覧に加え、電子縦覧を行います。